



愛媛県報

発行 愛 媛 県

令和3年2月19日金曜日 第182号

◇ 目 次 ◇ 規 則

食品衛生法施行細則等の一部を改正する規則..... (薬務衛生課) ... 116

告 示

指定自立支援医療機関の指定(2件)..... (健康増進課) ... 139

大規模小売店舗の変更の届出の概要等(2件)..... (経営支援課) ... 139

地籍調査の成果の認証..... (農政課) ... 140

肥料の登録..... (農産園芸課) ... 140

知事管理量に係るくろまぐろの採捕の数量の超過..... (水産課) ... 140

土砂災害警戒区域の指定..... (砂防課) ... 141

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定..... (") ... 142

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要..... (東予地方局環境保全課) ... 151

道路の区域変更(県道宮崎波方線)..... (東予地方局今治土木事務所) ... 155

道路の供用開始(")..... (") ... 155

建設業者の許可の取消し..... (南予地方局管理課) ... 156

選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出..... (選挙管理委員会) ... 156

政治団体の届出事項の異動の届出..... (") ... 156

政治団体の解散の届出..... (") ... 157

資金管理団体の指定の届出..... (") ... 157

不在者投票のできる施設の指定の一部改正..... (") ... 157

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数..... (") ... 158

規 則

○愛媛県規則第2号

食品衛生法施行細則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年2月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

食品衛生法施行細則等の一部を改正する規則

(食品衛生法施行細則の一部改正)

第1条 食品衛生法施行細則(昭和23年愛媛県規則第62号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前				
<p>(食品営業許可申請書)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 第1項の申請書には、営業者から当該営業を譲り受けた者にあつては、契約書の写しその他の営業の譲渡を証する書類を添えなければならない。</p> <p>様式第2号(第5条、第6条関係)</p> <p>(表)</p> <table border="1"> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>営業設備の概要及び営業所付近の見取図(継続許可申請の場合には、記入する必要はありません。)</td></tr> </table>	省略	営業設備の概要及び営業所付近の見取図(継続許可申請の場合には、記入する必要はありません。)	<p>(食品営業許可申請書)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>様式第2号(第5条、第6条関係)</p> <p>(表)</p> <table border="1"> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>営業設備の概要及び営業所付近の見取図(継続許可申請の場合には、記入する必要はありません。)</td></tr> </table>	省略	営業設備の概要及び営業所付近の見取図(継続許可申請の場合には、記入する必要はありません。)
省略					
営業設備の概要及び営業所付近の見取図(継続許可申請の場合には、記入する必要はありません。)					
省略					
営業設備の概要及び営業所付近の見取図(継続許可申請の場合には、記入する必要はありません。)					

<p>営業を譲り受けたことを証する旨（営業を譲り受けていない場合には、記入する必要はありません。）</p>	
省略	
<p>注意 1～3 省略</p> <p>4 営業設備の概要及び営業所付近の見取図の欄は、<u>営業者から当該営業を譲り受けた場合であつて、その内容に変更がないときは、記入を省略することができます。</u></p> <p>5 営業を譲り受けたことを証する旨の欄は、<u>営業を譲り受けた事実を記入してください。</u></p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 次の書類を添付してください。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>契約書の写しその他の営業の譲渡を証する書類（営業を譲り受けて新規許可申請をする者に限る。）</u></p>	

(裏) 省略

様式第4号（第8条関係）

省略
<p>注意 1 省略</p> <p>2 相続による場合にあつては(1)及び(2)の書類を、合併による場合にあつては(3)の書類を、分割による場合にあつては(4)の書類をそれぞれ添付してください。</p> <p>(1) 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し</p> <p>(2)～(4) 省略</p>

省略
<p>注意 1～3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 次の書類を添付してください。</p> <p>(1)・(2) 省略</p>

(裏) 省略

様式第4号（第8条関係）

省略
<p>注意 1 省略</p> <p>2 相続による場合にあつては(1)及び(2)の書類を、合併による場合にあつては(3)の書類を、分割による場合にあつては(4)の書類をそれぞれ添付してください。</p> <p>(1) 戸籍謄本 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2)～(4) 省略</p>

（公衆浴場法施行細則の一部改正）

第2条 公衆浴場法施行細則（昭和23年愛媛県規則第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（許可申請）</p> <p>第1条 省略</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、浴場業を営む者（以下「営業者」という。）から当該浴場業を譲り受けた場合であつて、<u>営業施設の構造設備に変更がないときは、第1号及び第5号に掲げる書類の添付を省略することができる。</u></p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 敷地周囲300メートルに至る区画内の主要道路及び建築物を表示し、隣接浴場との最短距離を実測記入した見取図 _____</p> <p>_____</p> <p>(5) <u>営業施設の平面図及び断面図</u></p>	<p>（許可申請）</p> <p>第1条 省略</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 敷地周囲300メートルに至る区画内の主要道路及び建築物を表示し、隣接浴場との最短距離を実測記入した見取図<u>並びに営業施設の平面図及び断面図</u></p>

(6) 省略

(7) 省略

(許可証の交付)

第2条 省略

2 前項の許可証を毀損し、又は亡失したときは、営業者...は、別記様式第3号により、10日以内に、所轄保健所長を経由して知事にその再交付を申請しなければならない。この場合において、その申請が許可証の毀損に係るものであるときは、その許可証を添付しなければならない。

3 省略

様式第1号(第1条関係) 公衆浴場営業許可申請書

Table with 3 columns: 公衆浴場の種類 (浴場の種別, 湯質, 薬湯の内容), 営業を譲り受けたことを証する旨 (有・無), 営業譲渡者の署名

注1~4 省略

- 5 営業譲渡者の署名欄の記入に代えて、営業を譲り受けたことを証する書類を添付することができる。
6 次に掲げる書類を添付すること。ただし、浴場業を営む者から当該浴場業を譲り受けた場合であつて、営業施設の構造設備に変更がないときは、(1)及び(5)の書類の添付を省略することができる。

(1)~(3) 省略

(4) 敷地周囲300メートルに至る区画内の主要道路及び建築物を表示し、隣接浴場との最短距離を実測記入した見取図

(5) 営業施設の平面図及び断面図

(6) 省略

(7) 省略

様式第4号(第3条関係) 相続による公衆浴場営業承継届書

Table with 1 column: 省略

注1・2 省略

3 添付書類

- (1) 戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し

(2) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(許可証の交付)

第2条 省略

2 前項の許可証を毀損し、又は亡失したときは、浴場業を営む者(以下「営業者」という。)は、別記様式第3号により、10日以内に、所轄保健所長を経由して知事にその再交付を申請しなければならない。この場合において、その申請が許可証の毀損に係るものであるときは、その許可証を添付しなければならない。

3 省略

様式第1号(第1条関係) 公衆浴場営業許可申請書

Table with 3 columns: 公衆浴場の種類 (浴場の種別, 湯質, 薬湯の内容), 営業を譲り受けたことを証する旨 (有・無), 営業譲渡者の署名

注1~4 省略

- 5 添付書類

(1)~(3) 省略

(4) 敷地周囲300メートルに至る区画内の主要道路及び建築物を表示し、隣接浴場との最短距離を実測記入した見取図並びに営業施設の平面図及び断面図

(5) 省略

(6) 省略

様式第4号(第3条関係) 相続による公衆浴場営業承継届書

Table with 1 column: 省略

注1・2 省略

3 添付書類

- (1) 戸籍謄本

(2) 省略

(興行場法施行細則の一部改正)

第3条 興行場法施行細則(昭和25年愛媛県規則第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後, 改正前. Content: 第3条 法第2条第1項の規定により知事の許可を受けようとする者は、興行場営業許可申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書

類及び所定の営業許可申請手数料を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、興行場営業を営む者（以下「営業者」という。）から当該興行場営業を譲り受けた場合であつて、営業施設の構造設備に変更がないときは、第3号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 省略
- (2) 申請地を中心とした半径200メートル以内の見取図 _____
- (3) 営業施設の平面図及び断面図
- (4) 省略
- (5) 省略

2 省略

第4条 省略

2 省略

3 営業者 _____ は、許可証を毀損し、又は亡失したときは、速やかに興行場営業許可証再交付申請書（別記様式第4号）により、再交付の申請をしなければならない。

第5条 法第2条の2第2項の規定により相続による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、相続による興行場営業承継届出書（別記様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- (2) 省略

様式第1号（第3条関係） 興行場営業許可申請書

省略			
興行場の種別		映画・演劇・音楽・スポーツ・演芸・見せ物	
営業を譲り受けたことを証する旨	有・無	営業譲渡者の署名	
省略			

注1～4 省略

5 営業譲渡者の署名欄の記入に代えて、営業を譲り受けたことを証する書類を添付することができる。

6 次に掲げる書類を添付すること。ただし、興行場営業を営む者から当該興行場営業を譲り受けた場合であつて、営業施設の構造設備に変更がないときは、(1)及び(4)の書類の添付を省略することができる。

- (1)・(2) 省略
- (3) 申請地を中心とした半径200メートル以内の見取図 _____
- (4) 営業施設の平面図及び断面図
- (5) 省略
- (6) 省略

様式第5号（第5条関係） 相続による興行場営業承継届出書

省略

注1・2 省略

類及び所定の営業許可申請手数料を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 省略
- (2) 申請地を中心とした半径200メートル以内の見取図並びに営業施設の平面図及び断面図

(3) 省略

(4) 省略

2 省略

第4条 省略

2 省略

3 興行場営業を営む者（以下「営業者」という。）は、許可証を毀損し、又は亡失したときは、速やかに興行場営業許可証再交付申請書（別記様式第4号）により、再交付の申請をしなければならない。

第5条 法第2条の2第2項の規定により相続による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、相続による興行場営業承継届出書（別記様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 戸籍謄本 _____
- (2) 省略

様式第1号（第3条関係） 興行場営業許可申請書

省略	
興行場の種別	映画・演劇・音楽・スポーツ・演芸・見せ物
省略	

注1～4 省略

5 添付書類 _____

- (1)・(2) 省略
- (3) 申請地を中心とした半径200メートル以内の見取図並びに営業施設の平面図及び断面図
- (4) 省略
- (5) 省略

様式第5号（第5条関係） 相続による興行場営業承継届出書

省略

注1・2 省略

3 添付書類

- (1) 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- (2) 省略

3 添付書類

- (1) 戸籍謄本 _____
- (2) 省略

（理容師法施行細則の一部改正）

第4条 理容師法施行細則（昭和31年愛媛県規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（理容所の開設）</p> <p>第1条 理容師法（昭和22年法律第234号。以下「法」という。）第11条第1項の規定により、理容所を開設しようとする者は、その届出書に理容師法施行規則（平成10年厚生省令第4号。以下「省令」という。）に規定するもののほか、次に掲げる書類を添付するとともに、当該理容所において業を行う理容師に係る理容師免許証又は理容師免許証明書を提示しなければならない。ただし、理容所の開設者から当該営業を譲り受けた場合であつて、理容所の構造及び設備に変更がないときは、第2号に掲げる書類の添付を省略することができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 理容所の構造及び設備を記載した平面図</p> <p>(3) _____</p> <p>法人にあつては、登記事項証明書</p> <p>（変更の届出時の理容師免許証等の提示）</p> <p>第3条 法第11条第2項の規定による変更の届出をしようとする者は、当該変更が業を行う理容師に係るものである場合にあつては、当該理容師の理容師免許証又は理容師免許証明書を提示しなければならない。</p> <p>様式第2号（第5条関係） 理容所開設届出事項変更届</p> <p>省略</p> <p style="text-align: center;">氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）[㊦]</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p>1・2 省略</p> <p>3 変更事項（構造及び設備、開設者、管理理容師、理容師、その他の従業者、名称）</p> <p>省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 添付書類</p> <p>(1) 理容所の構造又は設備の場合は、その平面図</p> <p>(2) 開設者の場合は、個人にあつては _____ 変更事項を証する書類、法人にあつては登記事項証明書</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 理容師の新たな使用の場合は、 _____ 健康診断書</p> <p>(5) 省略</p> <p>注 省略</p> <p>様式第4号（第5条、様式第1号関係） 省略</p> <p>様式第6号（第5条関係） 理容所承継届</p> <p>様式第6号（その1） 相続による場合</p>	<p>（理容所の開設）</p> <p>第1条 理容師法（昭和22年法律第234号。以下「法」という。）第11条第1項の規定により、理容所を開設しようとする者は、その届出書に理容師法施行規則（平成10年厚生省令第4号。以下「省令」という。）に規定するもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>_____ ならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 施設の平面図</p> <p>(3) 営業用主要備品の名称、型式及び数量とその配置図</p> <p>(4) 個人にあつては理容師免許証又は理容師免許証明書の写し、法人にあつては登記事項証明書 _____</p> <p>第3条 削除</p> <p>様式第2号（第5条関係） 理容所開設届出事項変更届</p> <p>省略</p> <p style="text-align: center;">氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）[㊦]</p> <p>_____</p> <p>1・2 省略</p> <p>3 変更事項（規模構造 _____、開設者、管理理容師、理容師、その他の従業者、名称）</p> <p>省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 添付書類</p> <p>(1) 規模構造 _____ の場合は、その平面図</p> <p>(2) 開設者の場合は、個人にあつては理容師免許証の写しその他の変更事項を証する書類、法人にあつては登記事項証明書</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 理容師の新たな使用の場合は、理容師免許証又は理容師免許証明書の写し及び健康診断書</p> <p>(5) 省略</p> <p>注 省略</p> <p>様式第4号（第5条 _____ 関係） 省略</p> <p>様式第6号（第5条関係） 理容所承継届</p> <p>様式第6号（その1） 相続による場合 _____</p>

省略

住所 〒 _____ - _____

届出者 ふりがな 氏名 _____ (印)

省略

(被相続人との続柄)

電話番号 _____

省略

注意事項

1 省略

2 次の書類を添付してください。

(1) 戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し

(2) 省略

様式第6号(その2) 省略

省略

住所 _____

届出者 氏名 _____ (印)

省略

(被相続人との続柄)

省略

注意事項

1 省略

2 次の書類を添付してください。

(1) 戸籍謄本 _____

(2) 省略

様式第6号(その2) 省略

第5条 理容師法施行細則の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第5条関係) 理容所開設届

理 容 所 開 設 届		年 月 日			
愛媛県知事 様		住所(法人にあつては、〒 ー 主たる事務所の所在地)			
開設者		氏名(法人にあつては、 名称及び代表者の氏名) ㊟			
		電話番号			
理容所	名称 <small>ふりがな</small>				
	所在地	〒 ー	電話番号 電子メールアドレス		
管 理 理容師	氏名 <small>ふりがな</small>				
	住 所	〒 ー			
理容所の構造及び設備の概要		別紙のとおり			
理容師	氏名 <small>ふりがな</small>				
	登録番号及び登録年月日				
	理容師法施行規則(平成10年厚生省令第4号)第19条第1項第6号に規定する疾病の有無	有・無	有・無	有・無	有・無
理容師以外の従業者	氏名 <small>ふりがな</small>				
開設予定年月日		年 月 日			
同一の場所で現に開設し、又は開設しようとする美容所	名称 <small>ふりがな</small>				
	開設(予定)年月日	年 月 日			
営業を譲り受けたことを証する旨		有・無		営業譲渡者の署名	

注1 不要の文字は、抹消すること。

- 2 開設者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。
- 3 「営業譲渡者の署名」の欄の記入に代えて、営業を譲り受けたことを証する書類を添付することができる。
- 4 理容所の開設者から当該営業を譲り受けた場合であつて、次に掲げる欄に記入する内容に変更がないときは、当該欄の記入を省略することができる。
 - (1) 「管理理容師」の欄
 - (2) 「理容所の構造及び設備の概要」の欄
 - (3) 「理容師」の欄
 - (4) 「理容師以外の従業者」の欄
 - (5) 「同一の場所で現に開設し、又は開設しようとする美容所」の欄
- 5 次に掲げる書類を添付すること。ただし、理容所の開設者から当該営業を譲り受けた場合であつて、(3)、(5)及び(6)の書類の内容に変更がないときは、これらの書類の添付を省略することができる。
 - (1) 理容所検査申請書（様式第4号）
 - (2) 開設する所在地を示す周囲100メートルの見取図
 - (3) 理容所の構造及び設備を記載した平面図
 - (4) 法人にあつては、登記事項証明書
 - (5) 理容師に係る理容師法施行規則第19条第1項第6号に規定する疾病の有無に関する医師の診断書
 - (6) 管理理容師を置く場合は、理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定に該当することを証する書類
 - (7) 外国人にあつては、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）

(クリーニング業法施行細則の一部改正)

第6条 クリーニング業法施行細則(昭和31年愛媛県規則第58号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(営業者の届出)</p> <p>第2条 法第5条第1項の規定による届出をしようとする者は、省令に規定するもののほか、次に掲げる書類を添付するとともに、<u>クリーニング所の業務に従事するクリーニング師に係るクリーニング師免許証を提示しなければならない。ただし、同項の届出をした営業者から当該営業を譲り受けた場合であつて、クリーニング所の構造及び設備に変更がないときは、第2号に掲げる書類の添付を省略することができる。</u></p> <p>(1) <u>クリーニング所の所在地を示す周囲100メートルの見取図</u></p> <p>(2) <u>クリーニング所の構造及び設備を記載した平面図</u></p> <p>(3) <u>法人にあつては、登記事項証明書</u></p> <p>2 法第5条第2項の規定による届出をしようとする者は、省令に規定するもののほか、次に掲げる書類を添付するとともに、<u>無店舗取次店の業務に従事するクリーニング師に係るクリーニング師免許証を提示しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>業務用車両の保管場所を示す周囲100メートルの見取図</u></p> <p>(2) <u>洗濯物の汚染防止対策を記載した書類</u></p> <p>(3) <u>法人にあつては、登記事項証明書</u></p> <p>3 法第5条第3項の規定による変更の届出をしようとする者は、<u>当該変更が業務に従事するクリーニング師に係るものである場合にあつては、当該クリーニング師に係るクリーニング師免許証を提示しなければならない。</u></p>	<p>(診断書の添付)</p> <p>第2条 省令第1条の3第1項及び第2項に規定する届出書には、<u>法第9条に規定する者につき、伝染性の疾病の有無に関する医師の診断書を添えなければならない。</u></p> <p>2 法第5条第3項の規定による変更の届出が、<u>省令第1条の3第1項第5号及び第6号並びに第2項第6号及び第7号の変更に係るものであるときは、前項の規定に準ずるものとする。</u></p>
<p>(クリーニング所検査確認の再交付)</p> <p>第3条 営業者は、<u>条例第3条第1項の規定により交付されたクリーニング所検査確認を亡失し、又は毀損したときは、再交付を申請しなければならない。この場合において、その申請がクリーニング所検査確認の毀損に係るものであるときは、そのクリーニング所検査確認を添付しなければならない。</u></p> <p>2 営業者は、<u>前項の規定により、クリーニング所検査確認の再交付を受けた後、亡失したクリーニング所検査確認を発見したときは、直ちに知事にそのクリーニング所検査確認を返納しなければならない。</u></p> <p>第4条 省略</p> <p>第5条 省略</p> <p>第6条 省略</p> <p>第7条 省略</p> <p>第8条 省略</p>	<p>第3条 省略</p> <p>第4条 省略</p> <p>第5条 省略</p> <p>第6条 省略</p> <p>第7条 省略</p>
<p>(書類の様式)</p> <p>第9条 法、省令、<u>条例及びこの規則</u>に規定する書類の様式は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(11) 省略</p> <p>(12) <u>第3条第1項の規定によるクリーニング所検査確認再交付申請書 第12号様式</u></p> <p>第2号様式(第9条関係) <u>クリーニング所営業届出事項変更届 省略</u></p> <p>住所(法人にあつては、〒 -) 主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあつては、</p>	<p>(書類の様式)</p> <p>第8条 法、省令及び<u>条例</u>に規定する書類の様式は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(11) 省略</p> <p>第2号様式(第8条関係) <u>クリーニング所営業届出事項変更届 省略</u></p> <p>住所(法人にあつては所 氏名 在地、名称及び代 表者の氏名</p>

名称及び代表者の氏名)

電話番号

1 名称

2~4 省略

5 添付書類

(1) クリーニング所の構造又は設備の変更の場合は、その平面図

(2) 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の変更の場合は、登記事項証明書

第2号の2様式(第9条関係) 無店舗取次店営業届出事項変更届 省略

住所(法人にあつては、〒 -)

主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、

名称及び代表者の氏名)

電話番号

1 名称

2~4 省略

5 添付書類

(1) 省略

(2) 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の変更の場合は、登記事項証明書

第3号様式(第9条関係) 省略

第3号の2様式(第9条関係) 省略

第3号の3様式(第9条、第1号様式関係) 省略

第4号様式(第9条関係) クリーニング所営業承継届

第4号様式(その1) 相続による場合

省略

住所 〒 -)

届出者

氏名

印

省略

(被相続人との続柄)

電話番号

省略

注意事項

1 省略

2 次の書類を添付してください。

(1) 戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し

(2) 省略

(3) 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類

ア クリーニング所又は無店舗取次店の名称

イ クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号

ウ 従事者数

エ 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名

1 名称

2~4 省略

5 添付書類

(1) 構造設備 _____ の変更の場合は、その平面図

(2) 新たに従事者となつた者の診断書

第2号の2様式(第8条関係) 無店舗取次店営業届出事項変更届 省略

住所(法人にあつては所) _____

氏名 在地、名称及び代

表者の氏名

1 名称

2~4 省略

5 添付書類

(1) 省略

(2) 新たに従事者となつた者の診断書

第3号様式(第8条関係) 省略

第3号の2様式(第8条関係) 省略

第3号の3様式(第8条 _____ 関係) 省略

第4号様式(第8条関係) クリーニング所営業承継届

第4号様式(その1) 相続による場合

省略

住所 _____

届出者

氏名

印

省略

(被相続人との続柄)

省略

注意事項

1 省略

2 次の書類を添付してください。

(1) 戸籍謄本 _____

(2) 省略

(3) クリーニング業法施行規則(昭和25年厚生省令第35号)第2条の2第3項において準用する同省令第2条の書類

第4号様式(その2) 合併又は分割による場合

省略

(ふりがな)
名称 _____

届出者 主たる事務 〒 _____
所の所在地

(ふりがな)
代表者の氏名 _____ (印)
電話番号 _____

省略

注意事項

- 省略
- 次の書類を添付してください。
 - 省略
 - 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類

ア クリーニング所又は無店舗取次店の名称

イ クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号

ウ 従事者数

エ 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名

第4号様式(その2) 合併又は分割による場合

省略

名 称 _____

届出者 主たる事務 _____
所の所在地

代表者の氏名 _____ (印)

省略

注意事項

- 省略
- 次の書類を添付してください。
 - 省略
 - クリーニング業法施行規則(昭和25年厚生省令第35号)第2条の3第3項又は第2条の4第3項において準用する同省令第2条の書類

第4号の2様式(第9条関係) 無店舗取次店営業承継届

第4号の2様式(その1) 相続による場合

省略

住所 〒 _____ - _____

届出者 _____
(ふりがな)
氏名 _____ (印)

省略

(被相続人との続柄 _____)
電話番号 _____

省略

注意事項

- 省略
- 次の書類を添付してください。
 - 戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
 - 省略
 - 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類

ア クリーニング所又は無店舗取次店の名称

イ クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号

ウ 従事者数

エ 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名

第4号の2様式(第8条関係) 無店舗取次店営業承継届

第4号の2様式(その1) 相続による場合

省略

住所 _____

届出者 _____
氏名 _____ (印)

省略

(被相続人との続柄 _____)

省略

注意事項

- 省略
- 次の書類を添付してください。
 - 戸籍謄本 _____
 - 省略
 - クリーニング業法施行規則(昭和25年厚生省令第35号)第2条の2第3項において準用する同省令第2条の書類

第4号の2様式(その2) 合併又は分割による場合

省略	(フリガナ) 名称
届出者 主たる事務 〒 _____	
所の所在地	
(フリガナ) 代表者の氏名	㊞
電話番号	
省略	
注意事項	
1 省略	
2 次の書類を添付してください。	
(1) 省略	
(2) 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類	
ア クリーニング所又は無店舗取次店の名称	
イ クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号	
ウ 従事者数	
エ 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名	

- 第5号様式(第9条関係) 省略
- 第6号様式(第9条関係) 省略
- 第7号様式(第9条関係) 省略
- 第8号様式(第9条関係) 省略
- 第9号様式(第9条関係) 省略
- 第10号様式(第9条関係) 省略
- 第11号様式(第9条関係) 省略

第4号の2様式(その2) 合併又は分割による場合

省略	名称
届出者 主たる事務 _____	
所の所在地	
代表者の氏名	㊞
省略	
注意事項	
1 省略	
2 次の書類を添付してください。	
(1) 省略	
(2) クリーニング業法施行規則(昭和25年厚生省令第35号)第2条の3第3項又は第2条の4第3項において準用する同省令第2条の書類	

- 第5号様式(第8条関係) 省略
- 第6号様式(第8条関係) 省略
- 第7号様式(第8条関係) 省略
- 第8号様式(第8条関係) 省略
- 第9号様式(第8条関係) 省略
- 第10号様式(第8条関係) 省略
- 第11号様式(第8条関係) 省略

第7条 クリーニング業法施行細則の一部を次のように改正する。
 第1号様式及び第1号の2様式を次のように改める。

第1号様式(第9条関係) クリーニング所営業届

クリーニング所営業届 年 月 日 愛媛県知事 様 本籍(個人の場合に限る。) 住所(法人にあつては、〒 ー 営業者 主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあつては、 名称及び代表者の氏名) ㊟ 年 月 日生 電話番号		
ク リ ー ニ ン グ 所	(ふりがな) 名 称	
	所在地	〒 ー 電話番号 電子メールアドレス
開設予定年月日		年 月 日
管 理 人	本 籍	
	住 所	〒 ー
	(ふりがな) 氏 名	年 月 日生
クリーニング所の構造及 び設備の概要		別紙のとおり
クリーニング師の本籍、 住所、氏名、生年月日及 び登録番号		別紙のとおり
従事者数		人(うちクリーニング師 人)
クリーニング所の種別		(該当する□にレ印を付けること。) <input type="checkbox"/> 取次のみ(洗濯物の受取及び引渡しのみ) 洗濯物を処理するクリーニング所 名称 所在地 <input type="checkbox"/> ドライ <input type="checkbox"/> ランドリー <input type="checkbox"/> リネンサプライ <input type="checkbox"/> クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第3 条第3項第5号に規定する洗濯物を取り扱うク リーニング所 <input type="checkbox"/> その他()
営業を譲り受けたことを 証する旨	有・無	営業譲渡者の署名

注1 不要の文字は、抹消すること。

2 営業者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

- 3 「営業譲渡者の署名」の欄の記入に代えて、営業を譲り受けたことを証する書類を添付することができる。
- 4 営業者から当該営業を譲り受けた場合であつて、次に掲げる欄に記入する内容に変更がないときは、当該欄の記入を省略することができる。
 - (1) 「クリーニング所の構造及び設備の概要」の欄
 - (2) 「クリーニング師の本籍、住所、氏名、生年月日及び登録番号」の欄
 - (3) 「従事者数」の欄
 - (4) 「クリーニング所の種別」の欄
- 5 次に掲げる書類を添付すること。ただし、営業者から当該営業を譲り受けた場合であつて、クリーニング所の構造及び設備に変更がないときは、(3)の書類の添付を省略することができる。
 - (1) クリーニング所検査申請書（第3号の3様式）
 - (2) 開設する所在地を示す周囲100メートルの見取図
 - (3) クリーニング所の構造及び設備を記載した平面図
 - (4) 法人にあつては、登記事項証明書
 - (5) 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいる場合は、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類
 - ア クリーニング所又は無店舗取次店の名称
 - イ クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
 - ウ 従事者数
 - エ 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名

第1号の2様式(第9条関係) 無店舗取次店営業届

無店舗取次店営業届		年 月 日
愛媛県知事 様		
本籍 (個人の場合に限る。)		
住所 (法人にあつては、〒 —		
営業者	主たる事務所の所在地	
	氏名 (法人にあつては、 名称及び代表者の氏名)	Ⓜ
		年 月 日生
		電話番号
(ふりがな) 無店舗取次店の名称		
業務用 車両	自動車登録番号 又は車両番号	
	保管場所	〒 —
	構造の概要	別紙のとおり
営業区域		
営業開始予定年月日		年 月 日
クリーニング師の本籍、 住所、氏名、生年月日及 び登録番号		別紙のとおり
従事者数		人 (うちクリーニング師 人)
無店舗取次店の種別	(該当する□にレ印を付けること。) <input type="checkbox"/> クリーニング業法 (昭和25年法律第207号) 第3 条第3項第5号に規定する洗濯物を取り扱う無店 舗取次店 <input type="checkbox"/> その他の無店舗取次店	
営業を譲り受けたことを 証する旨	有・無	営業譲渡者の署名

- 注1 不要の文字は、抹消すること。
- 2 営業者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。
- 3 「営業譲渡者の署名」の欄の記入に代えて、営業を譲り受けたことを証する書類を添付することができる。
- 4 営業者から当該営業を譲り受けた場合であつて、次に掲げる欄に記入する内容に変更がないときは、当該欄の記入を省略することができる。

- (1) 「業務用車両」の欄の「構造の概要」の欄
 - (2) 「クリーニング師の本籍、住所、氏名、生年月日及び登録番号」の欄
 - (3) 「従事者数」の欄
 - (4) 「無店舗取次店の種別」の欄
 - (5) 「営業区域」の欄
- 5 次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 業務用車両の保管場所を示す周囲100メートルの見取図
 - (2) 洗濯物の汚染防止対策を記載した書類
 - (3) 法人にあつては、登記事項証明書
 - (4) 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいる場合は、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類
 - ア クリーニング所又は無店舗取次店の名称
 - イ クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
 - ウ 従事者数
 - エ 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名

第11号様式の次に次の1様式を加える。

第12号様式（第9条関係） クリーニング所検査確認証再交付申請書

クリーニング所検査確認証再交付申請書		年 月 日
愛媛県知事 様		住所（法人にあつては、〒 ー 主たる事務所の所在地）
申請者 <small>(ふりがな)</small> 氏名（法人にあつては、 名称及び代表者の氏名）		電話番号
クリーニ ング所	<small>(ふりがな)</small> 名 称	所在地
再交付の理由		
亡失し、又は毀損した年 月日		年 月 日
検査確認証番号及び交付 年月日		第 号 年 月 日

注 クリーニング所検査確認証を毀損した場合にあつては、当該クリーニング所検査確認証を添付すること。

(旅館業法施行細則の一部改正)

第8条 旅館業法施行細則(昭和32年愛媛県規則第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前																																																											
<p>(許可申請)</p> <p>第1条 旅館業法(昭和23年法律第138号。以下「法」という。) 第3条第1項の規定により営業の許可を受けようとする者は、様式第1号による申請書に次に掲げる書類及び図面を添付して知事に提出しなければならない。ただし、<u>旅館業を営む者(以下「営業者」という。)</u>から当該旅館業を譲り受けた場合であつて、<u>旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。)</u>第5条第1項に該当する営業施設に変更がないときは第1号に掲げる書類、営業施設の構造設備に変更がないときは第2号に掲げる書類の添付を省略することができる。</p> <p>(1) 営業施設が<u>省令</u> _____第5条第1項に該当する場合にあつては、その内容を具体的に記載した書類</p> <p>(2)~(6) 省略</p> <p>(許可証)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 営業者 _____ は、許可証を利用者の<u>見やすい</u>場所に掲示しておかなければならない。</p> <p>3・4 省略</p> <p>様式第1号(第1条関係) 旅館業営業許可申請書</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">省略</td> <td>住所(法人にあつて 〒 _____ - _____ は、事務所所在地)</td> </tr> <tr> <td>申請者</td> <td>氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ㊟</td> <td>年 月 日生</td> </tr> <tr> <td colspan="3">電話番号 _____</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">営業施設</td> <td>省略</td> <td rowspan="2">〒 _____ - _____ 電話番号 _____ 電子メールアドレス _____</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> </tr> <tr> <td colspan="3">省略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第2項各号該当の有無</td> <td>有 ・ 無</td> </tr> <tr> <td>営業を譲り受けたことを証する旨</td> <td>有 ・ 無</td> <td>営業譲渡者の署名</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">浴場の衛生管理責任者</td> <td>住所</td> <td>〒 _____ - _____</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">省略</td> </tr> </table> <p>注1~3 省略</p> <p>4 営業譲渡者の署名欄の記入に代えて、<u>営業を譲り受けたことを証する書類を添付することができる。</u></p>		省略		住所(法人にあつて 〒 _____ - _____ は、事務所所在地)	申請者	氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ㊟	年 月 日生	電話番号 _____			営業施設	省略	〒 _____ - _____ 電話番号 _____ 電子メールアドレス _____	所在地	省略			旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第2項各号該当の有無		有 ・ 無	営業を譲り受けたことを証する旨	有 ・ 無	営業譲渡者の署名	浴場の衛生管理責任者	住所	〒 _____ - _____	省略		省略			<p>(許可申請)</p> <p>第1条 旅館業法(昭和23年法律第138号。以下「法」という。) 第3条第1項の規定により営業の許可を受けようとする者は、様式第1号による申請書に次に掲げる書類及び図面を添付して知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 営業施設が<u>旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。)</u>第5条第1項に該当する場合にあつては、その内容を具体的に記載した書類</p> <p>(2)~(6) 省略</p> <p>(許可証)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 <u>旅館業を営む者(以下「営業者」という。)</u>は、許可証を利用者の<u>見易い</u>場所に掲示しておかなければならない。</p> <p>3・4 省略</p> <p>様式第1号(第1条関係) 旅館業営業許可申請書</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">省略</td> <td>住所(法人にあつて _____ は、事務所所在地)</td> </tr> <tr> <td>申請者</td> <td>氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ㊟</td> <td>年 月 日生</td> </tr> <tr> <td colspan="3">_____</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">営業施設</td> <td>省略</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>所在地</td> </tr> <tr> <td colspan="3">省略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第2項各号該当の有無</td> <td>有 ・ 無</td> </tr> <tr> <td>浴場の衛生管理責任者</td> <td>住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">省略</td> </tr> </table> <p>注1~3 省略</p>		省略		住所(法人にあつて _____ は、事務所所在地)	申請者	氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ㊟	年 月 日生	_____			営業施設	省略		所在地	省略			旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第2項各号該当の有無		有 ・ 無	浴場の衛生管理責任者	住所			省略		省略		
省略		住所(法人にあつて 〒 _____ - _____ は、事務所所在地)																																																											
申請者	氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ㊟	年 月 日生																																																											
電話番号 _____																																																													
営業施設	省略	〒 _____ - _____ 電話番号 _____ 電子メールアドレス _____																																																											
	所在地																																																												
省略																																																													
旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第2項各号該当の有無		有 ・ 無																																																											
営業を譲り受けたことを証する旨	有 ・ 無	営業譲渡者の署名																																																											
浴場の衛生管理責任者	住所	〒 _____ - _____																																																											
	省略																																																												
省略																																																													
省略		住所(法人にあつて _____ は、事務所所在地)																																																											
申請者	氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ㊟	年 月 日生																																																											

営業施設	省略																																																												
	所在地																																																												
省略																																																													
旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第2項各号該当の有無		有 ・ 無																																																											
浴場の衛生管理責任者	住所																																																												
	省略																																																												
省略																																																													

5 旅館業を営む者から当該旅館業を譲り受けた場合であつて、次に掲げる欄に記入する内容に変更がないときは、当該欄の記入を省略することができる。

- (1) 営業の種別欄
- (2) 営業施設が旅館業法施行規則第5条第1項該当の有無欄
- (3) 営業施設の構造設備の概要欄

6 次に掲げる書類を添付すること。ただし、旅館業を営む者から当該旅館業を譲り受けた場合であつて、(1)及び(2)の書類の内容に変更がないときは、これらの書類の添付を省略することができる。

(1)～(6) 省略

様式第5号(第4条関係) 相続による旅館業営業承継承認申請書

省略	住所 〒 _____ - _____
	申請者
	氏名 ㊟
省略	(被相続人との続柄) _____
	電話番号 _____
省略	

注1・2 省略

3 添付書類

- (1) 戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し

(2)～(4) 省略

4 添付書類 _____

(1)～(6) 省略

様式第5号(第4条関係) 相続による旅館業営業承継承認申請書

省略	住所 _____
	申請者
	氏名 ㊟
省略	(被相続人との続柄) _____

省略	

注1・2 省略

3 添付書類

- (1) 戸籍謄本 _____

(2)～(4) 省略

(美容師法施行細則の一部改正)

第9条 美容師法施行細則(昭和32年愛媛県規則第65号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(美容所の開設)</p> <p>第1条 美容師法(昭和32年法律第163号。以下「法」という。)第11条第1項の規定により、美容所を開設しようとする者は、その届出書に美容師法施行規則(平成10年厚生省令第7号。以下「省令」という。)に規定するもののほか、次に掲げる書類を添付するとともに、当該美容所において業を行う美容師に係る美容師免許証又は美容師免許証明書を提示しなければならない。ただし、美容所の開設者から当該営業を譲り受けた場合であつて、美容所の構造及び設備に変更がないときは、第2号に掲げる書類の添付を省略することができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 美容所の構造及び設備を記載した平面図</p> <p>(3) _____</p> <p>法人にあつては、登記事項証明書 (変更の届出時の美容師免許証等の提示)</p> <p>第3条 法第11条第2項の規定による変更の届出をしようとする者は、当該変更が業を行う美容師に係るものである場合にあつては、当該美容師の美容師免許証又は美容師免許証明書を提示しな</p>	<p>(美容所の開設)</p> <p>第1条 美容師法(昭和32年法律第163号。以下「法」という。)第11条第1項の規定により、美容所を開設しようとする者は、その届出書に美容師法施行規則(平成10年厚生省令第7号。以下「省令」という。)に規定するもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>_____ ならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 施設の平面図</p> <p>(3) 営業用主要備品の名称、型式及び数量とその配置図</p> <p>(4) 個人にあつては美容師免許証又は美容師免許証明書の写し、 法人にあつては登記事項証明書</p> <p>第3条 削除</p>

なければならない。

様式第2号(第5条関係) 美容所開設届出事項変更届

省略

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

1・2 省略

3 変更事項(構造及び設備、開設者、管理美容師、美容師、その他の従業者、名称)

省略

4 省略

5 添付書類

- (1) 美容所の構造又は設備の場合は、その平面図
(2) 開設者の場合は、個人にあつては...
(3) 省略
(4) 美容師の新たな使用の場合は、...
(5) 省略

注 省略

様式第4号(第5条、様式第1号関係) 省略

様式第6号(第5条関係) 美容所承継届

様式第6号(その1) 相続による場合

Form for continuation by inheritance, including fields for address, applicant name, and phone number.

省略

注意事項

- 1 省略
2 次の書類を添付してください。
(1) 戸籍謄本又は不動産登記規則...
(2) 省略

様式第6号(その2) 省略

様式第2号(第5条関係) 美容所開設届出事項変更届

省略

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

1・2 省略

3 変更事項(規模構造、開設者、管理美容師、美容師、その他の従業者、名称)

省略

4 省略

5 添付書類

- (1) 規模構造...の場合は、その平面図
(2) 開設者の場合は、個人にあつては美容師免許証の写し...
(3) 省略
(4) 美容師の新たな使用の場合は、美容師免許証又は美容師免許証明書の写し及び健康診断書
(5) 省略

注 省略

様式第4号(第5条...関係) 省略

様式第6号(第5条関係) 美容所承継届

様式第6号(その1) 相続による場合

Form for continuation by inheritance, including fields for address, applicant name, and phone number.

省略

注意事項

- 1 省略
2 次の書類を添付してください。
(1) 戸籍謄本...
(2) 省略

様式第6号(その2) 省略

第10条 美容師法施行細則の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第5条関係) 美容所開設届

美 容 所 開 設 届		年 月 日			
愛媛県知事 様		住所(法人にあつては、〒 ー 主たる事務所の所在地)			
開設者		氏名(法人にあつては、 名称及び代表者の氏名) ㊟			
		電話番号			
美容所	ふりがな 名 称				
	所在地	〒 ー	電話番号 電子メールアドレス		
管 理 美容師	ふりがな 氏 名				
	住 所	〒 ー			
美容所の構造及び設備の概要		別紙のとおり			
美容師	ふりがな 氏 名				
	登録番号及び 登録年月日				
	美容師法施行 規則(平成10 年厚生省令第 7号)第19条 第1項第6号 に規定する疾 病の有無	有・無	有・無	有・無	有・無
美容師以 外の従業 者	ふりがな 氏 名				
開設予定年月日		年 月 日			
同一の場所で現に開設 し、又は開設しようとする 理容所	ふりがな 名 称				
	開設(予定)年月日	年 月 日			
営業を譲り受けたことを 証する旨	有・無	営業譲渡者の 署名			

注1 不要の文字は、抹消すること。

- 2 開設者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。
- 3 「営業譲渡者の署名」の欄の記入に代えて、営業を譲り受けたことを証する書類を添付することができる。
- 4 美容所の開設者から当該営業を譲り受けた場合であつて、次に掲げる欄に記入する内容に変更がないときは、当該欄の記入を省略することができる。
 - (1) 「管理美容師」の欄
 - (2) 「美容所の構造及び設備の概要」の欄
 - (3) 「美容師」の欄
 - (4) 「美容師以外の従業者」の欄
 - (5) 「同一の場所で現に開設し、又は開設しようとする理容所」の欄
- 5 次に掲げる書類を添付すること。ただし、美容所の開設者から当該営業を譲り受けた場合であつて、(3)、(5)及び(6)の書類の内容に変更がないときは、これらの書類の添付を省略することができる。
 - (1) 美容所検査申請書（様式第4号）
 - (2) 開設する所在地を示す周囲100メートルの見取図
 - (3) 美容所の構造及び設備を記載した平面図
 - (4) 法人にあつては、登記事項証明書
 - (5) 美容師に係る美容師法施行規則第19条第1項第6号に規定する疾病の有無に関する医師の診断書
 - (6) 管理美容師を置く場合は、美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定に該当することを証する書類
 - (7) 外国人にあつては、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則施行の際現に提出されている第1条の規定による改正前の食品衛生法施行細則様式第2号の規定、第2条の規定による改正前の公衆浴場法施行細則様式第1号の規定、第3条の規定による改正前の興行場法施行細則様式第1号の規定並びに第8条の規定による改正前の旅館業法施行細則様式第1号及び様式第5号の規定による申請書は、それぞれ第1条の規定による改正後の食品衛生法施行細則様式第2号の規定、第2条の規定による改正後の公衆浴場法施行細則様式第1号の規定、第3条の規定による改正後の興行場法施行細則様式第1号の規定並びに第8条の規定による改正後の旅館業法施行細則様式第1号及び様式第5号の規定による申請書とみなす。

告 示

○愛媛県告示第165号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和3年2月19日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者			担当しようとする医療の種類	指定年月日
		氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ひねのクリニック	今治市馬越町四丁目4番1号	医療法人真尚会	今治市馬越町四丁目4番1号	理事長 日根野 尚	精神通院医療	令和3年 1月1日
あおい薬局	松山市花園町4番地11 吉田ビル1階	株式会社あおい	松山市花園町4番地11 吉田ビル1階	代表取締役 上 甲 俊 輔	精神通院医療（薬局）	令和3年 1月1日
みさけ調剤薬局	松山市味酒町二丁目9番地11	株式会社みさけ調剤薬局	松山市味酒町二丁目9番地11	代表取締役 嶋 矢 喜 之	精神通院医療（薬局）	令和3年 2月1日
にった薬局	伊予郡松前町出作185番地	株式会社新田薬局	松山市湊町三丁目7番地5	代表取締役 新 田 佳代子	精神通院医療（薬局）	令和3年 2月1日

○愛媛県告示第166号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和3年2月19日

愛媛県知事 中村時広

指定訪問看護事業者等			訪問看護ステーション			担当しようとする医療の種類	指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	名 称	所 在 地			
合同会社訪問看護ステーションいまいスマイル	八幡浜市八代68番地1	代表社員 今 井 眞 理	合同会社訪問看護ステーションいまいスマイル	八幡浜市八代68番地1	精神通院医療	令和3年 2月1日	

○愛媛県告示第167号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方法局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松前町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和3年2月19日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 年 月 日	届 出 の 日 年 月 日
エミフルMASAKI-A	伊予郡松前町筒井茶屋分832-1 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 常 陰 均	三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 橋 本 勝	平成29年 4月1日	令和3年 2月2日
エミフルMASAKI-B	伊予郡松前町東古泉東浦676番地1 外					
エミフルMASAKI-C	伊予郡松前町東古泉文五郎分586 外					

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松前町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第168号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松前町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和3年2月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
エミフルMASAKI-A	伊予郡松前町筒井茶屋分832-1 外	駐輪場の位置及び収容台数	15箇所	15箇所	令和2年10月5日	令和3年2月2日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松前町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第169号

次の地籍調査の結果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和3年2月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成 果 の 名 称
松山市	南吉田地区の一部	平成30年度から令和2年度まで	松山市（南吉田地区の一部）の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

令和3年2月19日

○愛媛県告示第170号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり肥料の登録をした。

令和3年2月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

登録年月日	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
令和3年2月10日	愛媛県第1299号	米ぬか油かす及びその粉末	米ぬか油かす粉末	窒素全量 2.0 りん酸全量 4.0 加里全量 1.0	該当無し	カネミ倉庫株式会社 福岡県北九州市小倉北区東港1丁目6番1号

○愛媛県告示第171号

愛媛県特定水産資源の採捕の停止に関する規則（令和2年愛媛県規則第60号）附則第3項の規定によりなおその効力を有するものと

される同規則附則第2項の規定による廃止前の愛媛県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則（平成30年愛媛県規則第52号）第2条第2号に規定する漁船漁業等に係る30キログラム未満のくろまぐろの採捕の数量が、当該くろまぐろの管理期間（令和3年1月1日から3月31日まで）の知事管理量を超えるおそれが著しく大きいので、同条の規定に基づき告示し、同規則第3条の知事が定める日を当該管理期間の末日とする。

令和3年2月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第172号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

令和3年2月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

土砂災害警戒区域		
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
成家川 482 - 1371	宇和島市三間町成家（次の図のとおり）	土石流
堂ノ奥川 482 - 1383	宇和島市三間町黒井地（次の図のとおり）	土石流
曾根川 482 - 2108	宇和島市三間町曾根（次の図のとおり）	土石流
東登尾川 482 - 2118	宇和島市三間町北増穂（次の図のとおり）	土石流
家の奥川 482 - 2134	宇和島市三間町黒川（次の図のとおり）	土石流
守屋川 482 - 2144	宇和島市三間町音地（次の図のとおり）	土石流
地越谷川 486 - 1626 - 1	宇和島市津島町岩淵（次の図のとおり）	土石流
地越谷川 486 - 1626 - 2	宇和島市津島町岩淵（次の図のとおり）	土石流

米津川 486 - 1641 - 1	宇和島市津島町岩松（次の図のとおり）	土石流
芳原川 486 - 1642	宇和島市津島町岩松（次の図のとおり）	土石流
森田川 486 - 1643	宇和島市津島町岩松（次の図のとおり）	土石流
内田川 486 - 1648	宇和島市津島町下畑地（次の図のとおり）	土石流
中平川 486 - 1650	宇和島市津島町下畑地（次の図のとおり）	土石流
拝高川 486 - 2417	宇和島市津島町岩松（次の図のとおり）	土石流
戸雁 482 - J - 450	宇和島市三間町戸雁（次の図のとおり）	地滑り
近家 486 - J - 458	宇和島市津島町近家（次の図のとおり）	地滑り
犬除 486 - J - 460	宇和島市津島町御内・横川（次の図のとおり）	地滑り
道ノ川 486 - NK - 378	宇和島市津島町横川・御内（次の図のとおり）	地滑り
嵐部 486 - NK - 379	宇和島市津島町山財（次の図のとおり）	地滑り
大本 486 - NK - 380	宇和島市津島町横川・御内（次の図のとおり）	地滑り
大道 486 - NK - 381	宇和島市津島町山財（次の図のとおり）	地滑り

（「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、南予地方局建設部及び宇和島市に備えて一般の縦覧に供する。）

○愛媛県告示第173号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

令和3年2月19日

愛媛県知事 中村時広

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
松ヶ下482-22-47(1)	宇和島市三間町音地（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	松ヶ下482-22-47(1)	宇和島市三間町音地（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
年岡482-22-51(1)	宇和島市三間町是延（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	年岡482-22-51(1)	宇和島市三間町是延（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
養越482-22-52(1)	宇和島市三間町大内（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	養越482-22-52(1)	宇和島市三間町大内（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
在家482-22-54(1)	宇和島市三間町金銅（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	在家482-22-54(1)	宇和島市三間町金銅（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
穴山482-22-57(1)	宇和島市三間町田川（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	穴山482-22-57(1)	宇和島市三間町田川（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中尾谷482-22-58(1)	宇和島市三間町田川（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	中尾谷482-22-58(1)	宇和島市三間町田川（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
元宗482-22-65(1)	宇和島市三間町元宗（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	元宗482-22-65(1)	宇和島市三間町元宗（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
栗ヶ谷A482-22-69(1)	宇和島市三間町務田（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	栗ヶ谷A482-22-69(1)	宇和島市三間町務田（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
東内田482-22-75(1)	宇和島市三間町曾根（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	東内田482-22-75(1)	宇和島市三間町曾根（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下神田A482-22-76(1)	宇和島市三間町是能（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	下神田A482-22-76(1)	宇和島市三間町是能（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古藤田482-22-79(1)	宇和島市三間町古藤田（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	古藤田482-22-79(1)	宇和島市三間町古藤田（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

西内田482-26-20(1)	宇和島市三間町曾根（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	西内田482-26-20(1)	宇和島市三間町曾根（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
本村482-27-62(1)	宇和島市三間町曾根（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	本村482-27-62(1)	宇和島市三間町曾根（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
音地1-6-482-1-1(2)	宇和島市三間町音地（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	音地1-6-482-1-1(2)	宇和島市三間町音地（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
音地1-3-482-1-3(1)	宇和島市三間町音地（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	音地1-3-482-1-3(1)	宇和島市三間町音地（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
音地1-4-482-1-4(1)	宇和島市三間町音地（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	音地1-4-482-1-4(1)	宇和島市三間町音地（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
黒川2-7-482-5-2(2)	宇和島市三間町黒川（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	黒川2-7-482-5-2(2)	宇和島市三間町黒川（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
黒川2-2-482-7-1(1)	宇和島市三間町黒川（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	黒川2-2-482-7-1(1)	宇和島市三間町黒川（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中間3-6-482-7-2(2)	宇和島市三間町中間（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	中間3-6-482-7-2(2)	宇和島市三間町中間（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
土居垣内6-3-482-9-2(2)	宇和島市三間町土居垣内（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	土居垣内6-3-482-9-2(2)	宇和島市三間町土居垣内（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
黒川2-11-482-11-1(1)	宇和島市三間町黒川（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	黒川2-11-482-11-1(1)	宇和島市三間町黒川（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中間3-2-482-13-1(1)	宇和島市三間町中間（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	中間3-2-482-13-1(1)	宇和島市三間町中間（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中間3-3-482-14-1(1)	宇和島市三間町中間（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	中間3-3-482-14-1(1)	宇和島市三間町中間（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
戸雁5-482-14-2(2)	宇和島市三間町戸雁（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	戸雁5-482-14-2(2)	宇和島市三間町戸雁（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
戸雁6-482-15-2(2)	宇和島市三間町戸雁（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	戸雁6-482-15-2(2)	宇和島市三間町戸雁（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

是能15 - 20 482 - - 76 (1)	宇和島 市三間 町是能 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	是能15 - 20 482 - - 76 (1)	宇和島 市三間 町是能 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	内ノ浦 (A) 486 - - 23 34(1)	宇和島 市津島 町北灘 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	内ノ浦 (A) 486 - - 23 34(1)	宇和島 市津島 町北灘 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
北増穂 17 - 2 482 - - 80 (1)	宇和島 市三間 町北増 穂(次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	北増穂 17 - 2 482 - - 80 (1)	宇和島 市三間 町北増 穂(次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	国永(B) 486 - - 23 35(1)	宇和島 市津島 町北灘 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	国永(B) 486 - - 23 35(1)	宇和島 市津島 町北灘 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
則18 - 2 482 - - 81 (1)	宇和島 市三間 町則 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	則18 - 2 482 - - 81 (1)	宇和島 市三間 町則 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	国永(C) 486 - - 23 37(1)	宇和島 市津島 町北灘 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	国永(C) 486 - - 23 37(1)	宇和島 市津島 町北灘 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
則18 - 5 482 - - 84 (1)	宇和島 市三間 町則 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	則18 - 5 482 - - 84 (1)	宇和島 市三間 町則 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	国延(B) 486 - - 23 38(1)	宇和島 市津島 町北灘 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	国延(B) 486 - - 23 38(1)	宇和島 市津島 町北灘 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
小沢川 19 - 1 482 - - 86 (1)	宇和島 市三間 町小沢 川(次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	小沢川 19 - 1 482 - - 86 (1)	宇和島 市三間 町小沢 川(次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	宗清(A) 486 - - 23 39(1)	宇和島 市津島 町北灘 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	宗清(A) 486 - - 23 39(1)	宇和島 市津島 町北灘 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
迫目21 - 1 482 - - 92 (1)	宇和島 市三間 町迫目 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	迫目21 - 1 482 - - 92 (1)	宇和島 市三間 町迫目 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	大日提 (B) 486 - - 23 47(1)	宇和島 市津島 町北灘 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	大日提 (B) 486 - - 23 47(1)	宇和島 市津島 町北灘 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
曽根14 - 24 482 - - 95 (1)	宇和島 市三間 町曽根 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	曽根14 - 24 482 - - 95 (1)	宇和島 市三間 町曽根 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	磯 486 - - 23 52(1)	宇和島 市津島 町高田 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	磯 486 - - 23 52(1)	宇和島 市津島 町高田 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
務田10 - 8 482 - - 97 (1)	宇和島 市三間 町務田 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	務田10 - 8 482 - - 97 (1)	宇和島 市三間 町務田 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	保木(A) 486 - - 23 53(1)	宇和島 市津島 町高田 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	保木(A) 486 - - 23 53(1)	宇和島 市津島 町高田 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
是能15 - 9 D 482 - - 10 0(1)	宇和島 市三間 町是能 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	是能15 - 9 D 482 - - 10 0(1)	宇和島 市三間 町是能 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	保木(B) 486 - - 23 54(1)	宇和島 市津島 町高田 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	保木(B) 486 - - 23 54(1)	宇和島 市津島 町高田 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
福浦 486 - - 23 25(1)	宇和島 市津島 町北灘 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	福浦 486 - - 23 25(1)	宇和島 市津島 町北灘 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	久保津 (A) 486 - - 23 58(1)	宇和島 市津島 町高田 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	久保津 (A) 486 - - 23 58(1)	宇和島 市津島 町高田 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
掛網代 486 - - 23 26(1)	宇和島 市津島 町北灘 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	掛網代 486 - - 23 26(1)	宇和島 市津島 町北灘 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	内ノ浦 (C) 486 - - 24 13(1)	宇和島 市津島 町北灘 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	内ノ浦 (C) 486 - - 24 13(1)	宇和島 市津島 町北灘 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
尻貝(B) 486 - - 23 28(1)	宇和島 市津島 町北灘 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	尻貝(B) 486 - - 23 28(1)	宇和島 市津島 町北灘 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	尻貝(A) 486 - - 1 (1)	宇和島 市津島 町北灘 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	尻貝(A) 486 - - 1 (1)	宇和島 市津島 町北灘 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
木浦松 (B) 486 - - 23 32(1)	宇和島 市津島 町北灘 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	木浦松 (B) 486 - - 23 32(1)	宇和島 市津島 町北灘 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	尻貝(B) 486 - - 2 (1)	宇和島 市津島 町北灘 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	尻貝(B) 486 - - 2 (1)	宇和島 市津島 町北灘 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
家次 486 - - 23 33(1)	宇和島 市津島 町北灘 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	家次 486 - - 23 33(1)	宇和島 市津島 町北灘 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	国永 486 - - 3 (1)	宇和島 市津島 町北灘 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	国永 486 - - 3 (1)	宇和島 市津島 町北灘 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
							国延 486 - - 7 (1)	宇和島 市津島 町北灘 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	国延 486 - - 7 (1)	宇和島 市津島 町北灘 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり

豊田(A) 486 - 84 (1)	宇和島市津島町増穂 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	豊田(A) 486 - 84 (1)	宇和島市津島町増穂 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	餅ノ江(I) 486 - 15 2(1)	宇和島市津島町近家 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	餅ノ江(I) 486 - 15 2(1)	宇和島市津島町近家 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
豊田(B) 486 - 85 (1)	宇和島市津島町増穂 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	豊田(B) 486 - 85 (1)	宇和島市津島町増穂 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	遠近(G) 486 - 15 4(1)	宇和島市津島町高田 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	遠近(G) 486 - 15 4(1)	宇和島市津島町高田 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
知行地(A) 486 - 91 (1)	宇和島市津島町増穂 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	知行地(A) 486 - 91 (1)	宇和島市津島町増穂 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	竜(B) 486 - 15 5(1)	宇和島市津島町岩松 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	竜(B) 486 - 15 5(1)	宇和島市津島町岩松 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中ノ川(C) 486 - 99 (1)	宇和島市津島町増穂 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	中ノ川(C) 486 - 99 (1)	宇和島市津島町増穂 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	竜(D) 486 - 15 7(1)	宇和島市津島町岩松 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	竜(D) 486 - 15 7(1)	宇和島市津島町岩松 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
於泥上(A) 486 - 10 1(1)	宇和島市津島町下畑地 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	於泥上(A) 486 - 10 1(1)	宇和島市津島町下畑地 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	御代ノ川(C) 486 - 16 9(1)	宇和島市津島町山財 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	御代ノ川(C) 486 - 16 9(1)	宇和島市津島町山財 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
楠 486 - 10 6(1)	宇和島市津島町上畑地 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	楠 486 - 10 6(1)	宇和島市津島町上畑地 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	御代ノ川(D) 486 - 17 0(1)	宇和島市津島町山財 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	御代ノ川(D) 486 - 17 0(1)	宇和島市津島町山財 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
緑田(A) 486 - 11 4(1)	宇和島市津島町上畑地 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	緑田(A) 486 - 11 4(1)	宇和島市津島町上畑地 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	馬ノ淵 486 - 17 1(1)	宇和島市津島町山財 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	馬ノ淵 486 - 17 1(1)	宇和島市津島町山財 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
東組(D) 486 - 11 9(1)	宇和島市津島町上畑地 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	東組(D) 486 - 11 9(1)	宇和島市津島町上畑地 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	上芋地谷 486 - 17 3(1)	宇和島市津島町山財 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	上芋地谷 486 - 17 3(1)	宇和島市津島町山財 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大浦 486 - 13 0(1)	宇和島市津島町大浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	大浦 486 - 13 0(1)	宇和島市津島町大浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	野井(D) 486 - 17 4(1)	宇和島市津島町岩淵 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	野井(D) 486 - 17 4(1)	宇和島市津島町岩淵 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
盆の浦 486 - 13 5(1)	宇和島市津島町曲島・大浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	盆の浦 486 - 13 5(1)	宇和島市津島町曲島・大浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	大門(D) 486 - 17 9(1)	宇和島市津島町上畑地 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	大門(D) 486 - 17 9(1)	宇和島市津島町上畑地 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
御代ノ川(B) 486 - 14 2(1)	宇和島市津島町山財 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	御代ノ川(B) 486 - 14 2(1)	宇和島市津島町山財 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	岩淵(C) 486 - 18 2(1)	宇和島市津島町岩淵 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	岩淵(C) 486 - 18 2(1)	宇和島市津島町岩淵 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
佐近谷(H) 486 - 14 5(1)	宇和島市津島町近家 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	佐近谷(H) 486 - 14 5(1)	宇和島市津島町近家 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	佐近谷(I) 486 - 18 3(1)	宇和島市津島町近家 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	佐近谷(I) 486 - 18 3(1)	宇和島市津島町近家 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
磯 486 - 14 8(1)	宇和島市津島町高田・近家 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	磯 486 - 14 8(1)	宇和島市津島町高田・近家 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	下谷(C) 486 - 18 7(1)	宇和島市津島町高田 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	下谷(C) 486 - 18 7(1)	宇和島市津島町高田 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
餅ノ江(G) 486 - 15 0(1)	宇和島市津島町近家 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	餅ノ江(G) 486 - 15 0(1)	宇和島市津島町近家 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	小日提(A) 486 - 23 43(1)	宇和島市津島町北灘 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	小日提(A) 486 - 23 43(1)	宇和島市津島町北灘 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

小日提(B) 486 - 23 44(1)	宇和島市津島町北灘 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	小日提(B) 486 - 23 44(1)	宇和島市津島町北灘 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小日提(C) 486 - 23 45(1)	宇和島市津島町北灘 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	小日提(C) 486 - 23 45(1)	宇和島市津島町北灘 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大日提(A) 486 - 23 46(1)	宇和島市津島町北灘 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	大日提(A) 486 - 23 46(1)	宇和島市津島町北灘 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五ヶ月(B) 486 - 23 49(1)	宇和島市津島町岩松 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	五ヶ月(B) 486 - 23 49(1)	宇和島市津島町岩松 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
久保津(B) 486 - 23 59(1)	宇和島市津島町高田 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	久保津(B) 486 - 23 59(1)	宇和島市津島町高田 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
稲中(A) 486 - 23 61(1)	宇和島市津島町高田 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	稲中(A) 486 - 23 61(1)	宇和島市津島町高田 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
稲中(B) 486 - 23 62(1)	宇和島市津島町高田 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	稲中(B) 486 - 23 62(1)	宇和島市津島町高田 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下芋地谷 486 - 23 68(1)	宇和島市津島町岩淵 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	下芋地谷 486 - 23 68(1)	宇和島市津島町岩淵 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
新開地 486 - 23 69(1)	宇和島市津島町岩淵 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	新開地 486 - 23 69(1)	宇和島市津島町岩淵 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五郎丸 486 - 23 71(1)	宇和島市津島町山財 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	五郎丸 486 - 23 71(1)	宇和島市津島町山財 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
横川 486 - 23 77(1)	宇和島市津島町横川 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	横川 486 - 23 77(1)	宇和島市津島町横川 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
於泥(A) 486 - 23 78(1)	宇和島市津島町下畑地 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	於泥(A) 486 - 23 78(1)	宇和島市津島町下畑地 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
於泥(B) 486 - 23 79(1)	宇和島市津島町下畑地 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	於泥(B) 486 - 23 79(1)	宇和島市津島町下畑地 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鴨田 486 - 23 80(1)	宇和島市津島町下畑地 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	鴨田 486 - 23 80(1)	宇和島市津島町下畑地 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
保場川 486 - 23 81(1)	宇和島市津島町下畑地 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	保場川 486 - 23 81(1)	宇和島市津島町下畑地 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西組(B) 486 - 23 83(1)	宇和島市津島町上畑地 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	西組(B) 486 - 23 83(1)	宇和島市津島町上畑地 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
曾根(B) 486 - 23 85(1)	宇和島市津島町曾根・津島町脇 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	曾根(B) 486 - 23 85(1)	宇和島市津島町曾根・津島町脇 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
曾根(A) 486 - 23 86(1)	宇和島市津島町曾根 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	曾根(A) 486 - 23 86(1)	宇和島市津島町曾根 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
田風 486 - 23 88(1)	宇和島市津島町田風 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	田風 486 - 23 88(1)	宇和島市津島町田風 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
弓立 486 - 23 90(1)	宇和島市津島町弓立・津島町川鳴 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	弓立 486 - 23 90(1)	宇和島市津島町弓立・津島町川鳴 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
坪井 486 - 23 91(1)	宇和島市津島町坪井・津島町弓立 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	坪井 486 - 23 91(1)	宇和島市津島町坪井・津島町弓立 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鼠鳴 486 - 23 92(1)	宇和島市津島町鼠鳴 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	鼠鳴 486 - 23 92(1)	宇和島市津島町鼠鳴 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
横浦(A) 486 - 23 93(1)	宇和島市津島町川鳴・津島町横浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	横浦(A) 486 - 23 93(1)	宇和島市津島町川鳴・津島町横浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
嵐(B) 486 - 23 96(1)	宇和島市津島町嵐 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	嵐(B) 486 - 23 96(1)	宇和島市津島町嵐 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
針木 486 - 23 97(1)	宇和島市津島町針木 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	針木 486 - 23 97(1)	宇和島市津島町針木 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
浦知 486 - 23 98(1)	宇和島市津島町浦知 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	浦知 486 - 23 98(1)	宇和島市津島町浦知 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柿之浦 486 - 24 01(1)	宇和島市津島町柿之浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	柿之浦 486 - 24 01(1)	宇和島市津島町柿之浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平井(A) 486 - - 24 04(1)	宇和島市津島町平井 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	平井(A) 486 - - 24 04(1)	宇和島市津島町平井 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
成(B) 486 - - 24 06(1)	宇和島市津島町成 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	成(B) 486 - - 24 06(1)	宇和島市津島町成 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
須下(B) 486 - - 24 08(1)	宇和島市津島町須下 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	須下(B) 486 - - 24 08(1)	宇和島市津島町須下 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
水が浦 486 - - 24 09(1)	宇和島市津島町須下 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	水が浦 486 - - 24 09(1)	宇和島市津島町須下 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
竹ヶ島 486 - - 24 10(1)	宇和島市津島町竹ヶ島 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	竹ヶ島 486 - - 24 10(1)	宇和島市津島町竹ヶ島 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
元の浦 486 - - 16 (1)	宇和島市津島町北灘 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	元の浦 486 - - 16 (1)	宇和島市津島町北灘 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小日提 486 - - 17 (1)	宇和島市津島町北灘 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	小日提 486 - - 17 (1)	宇和島市津島町北灘 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
新開地(A) 486 - - 70 (1)	宇和島市津島町岩淵 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	新開地(A) 486 - - 70 (1)	宇和島市津島町岩淵 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
新開地(B) 486 - - 71 (1)	宇和島市津島町岩淵 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	新開地(B) 486 - - 71 (1)	宇和島市津島町岩淵 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中駄馬 486 - - 76 (1)	宇和島市津島町御内 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	中駄馬 486 - - 76 (1)	宇和島市津島町御内 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
藤井 486 - - 86 (1)	宇和島市津島町増穂 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	藤井 486 - - 86 (1)	宇和島市津島町増穂 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
音地 486 - - 90 (1)	宇和島市津島町増穂 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	音地 486 - - 90 (1)	宇和島市津島町増穂 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
本依(A) 486 - - 94 (1)	宇和島市津島町増穂 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	本依(A) 486 - - 94 (1)	宇和島市津島町増穂 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
本依(B) 486 - - 95 (1)	宇和島市津島町増穂 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	本依(B) 486 - - 95 (1)	宇和島市津島町増穂 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

鴨田(B) 486 - - 10 4(1)	宇和島市津島町下畑地 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	鴨田(B) 486 - - 10 4(1)	宇和島市津島町下畑地 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
保場川(A) 486 - - 10 7(1)	宇和島市津島町下畑地 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	保場川(A) 486 - - 10 7(1)	宇和島市津島町下畑地 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西組 486 - - 12 1(1)	宇和島市津島町上畑地 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	西組 486 - - 12 1(1)	宇和島市津島町上畑地 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小祝(B) 486 - - 16 0(1)	宇和島市津島町上畑地 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	小祝(B) 486 - - 16 0(1)	宇和島市津島町上畑地 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
ウウチ川 482 - 1373 - 1	宇和島市三間町則 (次の図のとおり)	土石流	ウウチ川 482 - 1373 - 1	宇和島市三間町則 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
ウウチ川 482 - 1373 - 2	宇和島市三間町則 (次の図のとおり)	土石流	ウウチ川 482 - 1373 - 2	宇和島市三間町則 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
ウウチ川 482 - 1373 - 3	宇和島市三間町則 (次の図のとおり)	土石流	ウウチ川 482 - 1373 - 3	宇和島市三間町則 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
則川 482 - 1375	宇和島市三間町則 (次の図のとおり)	土石流	則川 482 - 1375	宇和島市三間町則 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
寺ノ下川 482 - 1376 - 1	宇和島市三間町則 (次の図のとおり)	土石流	寺ノ下川 482 - 1376 - 1	宇和島市三間町則 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
寺ノ下川 482 - 1376 - 2	宇和島市三間町則 (次の図のとおり)	土石流	寺ノ下川 482 - 1376 - 2	宇和島市三間町則 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西谷川 482 - 1382 - 1	宇和島市三間町黒井地 (次の図のとおり)	土石流	西谷川 482 - 1382 - 1	宇和島市三間町黒井地 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西谷川 482 - 1382 - 2	宇和島市三間町黒井地 (次の図のとおり)	土石流	西谷川 482 - 1382 - 2	宇和島市三間町黒井地 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
川内川 482 - 1393 - 1	宇和島市三間町川之内 (次の図のとおり)	土石流	川内川 482 - 1393 - 1	宇和島市三間町川之内 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

川内川 482 - 1393 - 2	宇和島 市三間 町川之 内 (次の 図のと おり)	土石流	川内川 482 - 1393 - 2	宇和島 市三間 町川之 内 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
川内川 482 - 1393 - 3	宇和島 市三間 町川之 内 (次の 図のと おり)	土石流	川内川 482 - 1393 - 3	宇和島 市三間 町川之 内 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
川内川 482 - 1393 - 4	宇和島 市三間 町川之 内 (次の 図のと おり)	土石流	川内川 482 - 1393 - 4	宇和島 市三間 町川之 内 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
川内川 482 - 1393 - 5	宇和島 市三間 町川之 内 (次の 図のと おり)	土石流	川内川 482 - 1393 - 5	宇和島 市三間 町川之 内 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
川内川 482 - 1393 - 6	宇和島 市三間 町川之 内 (次の 図のと おり)	土石流	川内川 482 - 1393 - 6	宇和島 市三間 町川之 内 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
西ノ川 482 - 1398	宇和島 市三間 町田川 (次の 図のと おり)	土石流	西ノ川 482 - 1398	宇和島 市三間 町田川 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
東中ノ 谷川 482 - 2095	宇和島 市三間 町土居 垣内 (次の 図のと おり)	土石流	東中ノ 谷川 482 - 2095	宇和島 市三間 町土居 垣内 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
セバサ コ川 482 - 2096	宇和島 市三間 町迫目 (次の 図のと おり)	土石流	セバサ コ川 482 - 2096	宇和島 市三間 町迫目 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
下車地 川 482 - 2098	宇和島 市三間 町是能 (次の 図のと おり)	土石流	下車地 川 482 - 2098	宇和島 市三間 町是能 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
上車地 川 482 - 2099 - 1	宇和島 市三間 町是能 (次の 図のと おり)	土石流	上車地 川 482 - 2099 - 1	宇和島 市三間 町是能 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
上車地 川 482 - 2099 - 2	宇和島 市三間 町是能 (次の 図のと おり)	土石流	上車地 川 482 - 2099 - 2	宇和島 市三間 町是能 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
奥大堀 川 482 - 2101	宇和島 市三間 町是能 (次の 図のと おり)	土石流	奥大堀 川 482 - 2101	宇和島 市三間 町是能 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
西是能 川 482 - 2103	宇和島 市三間 町是能 (次の 図のと おり)	土石流	西是能 川 482 - 2103	宇和島 市三間 町是能 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
東是能 川 482 - 2106	宇和島 市三間 町是能 (次の 図のと おり)	土石流	東是能 川 482 - 2106	宇和島 市三間 町是能 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
下則川 482 - 2111 - 1	宇和島 市三間 町則 (次の 図のと おり)	土石流	下則川 482 - 2111 - 1	宇和島 市三間 町則 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
下則川 482 - 2111 - 2	宇和島 市三間 町則 (次の 図のと おり)	土石流	下則川 482 - 2111 - 2	宇和島 市三間 町則 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
下成家 川 482 - 2112	宇和島 市三間 町成家 (次の 図のと おり)	土石流	下成家 川 482 - 2112	宇和島 市三間 町成家 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
黒井地 川 482 - 2114	宇和島 市三間 町黒井 地 (次の 図のと おり)	土石流	黒井地 川 482 - 2114	宇和島 市三間 町黒井 地 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
谷山川 482 - 2115	宇和島 市三間 町黒井 地 (次の 図のと おり)	土石流	谷山川 482 - 2115	宇和島 市三間 町黒井 地 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
ノゾイ 川 482 - 2119 - 1	宇和島 市三間 町北増 穂 (次の 図のと おり)	土石流	ノゾイ 川 482 - 2119 - 1	宇和島 市三間 町北増 穂 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
ノゾイ 川 482 - 2119 - 2	宇和島 市三間 町北増 穂 (次の 図のと おり)	土石流	ノゾイ 川 482 - 2119 - 2	宇和島 市三間 町北増 穂 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
ノゾイ 川 482 - 2119 - 3	宇和島 市三間 町北増 穂 (次の 図のと おり)	土石流	ノゾイ 川 482 - 2119 - 3	宇和島 市三間 町北増 穂 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
西元宗 川 482 - 2121 - 1	宇和島 市三間 町元宗 (次の 図のと おり)	土石流	西元宗 川 482 - 2121 - 1	宇和島 市三間 町元宗 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
西元宗 川 482 - 2121 - 2	宇和島 市三間 町元宗 (次の 図のと おり)	土石流	西元宗 川 482 - 2121 - 2	宇和島 市三間 町元宗 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
上金銅 川 482 - 2125	宇和島 市三間 町田川 (次の 図のと おり)	土石流	上金銅 川 482 - 2125	宇和島 市三間 町田川 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
北上田 川 482 - 2127	宇和島 市三間 町田川 (次の 図のと おり)	土石流	北上田 川 482 - 2127	宇和島 市三間 町田川 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
寺谷川 482 - 2131 - 1	宇和島 市三間 町中間 (次の 図のと おり)	土石流	寺谷川 482 - 2131 - 1	宇和島 市三間 町中間 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり

寺谷川 482 - 2131 - 2	宇和島市三間町中間 (次の図のとおり)	土石流	寺谷川 482 - 2131 - 2	宇和島市三間町中間 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	汐入川 486 - 1597	宇和島市津島町北灘 (次の図のとおり)	土石流	汐入川 486 - 1597	宇和島市津島町北灘 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
寺谷川 482 - 2131 - 3	宇和島市三間町中間 (次の図のとおり)	土石流	寺谷川 482 - 2131 - 3	宇和島市三間町中間 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	米津川 486 - 1641 - 2	宇和島市津島町岩松 (次の図のとおり)	土石流	米津川 486 - 1641 - 2	宇和島市津島町岩松 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
芥川 482 - 2139	宇和島市三間町音地 (次の図のとおり)	土石流	芥川 482 - 2139	宇和島市三間町音地 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	鴨田小川 486 - 1645	宇和島市津島町下畑地 (次の図のとおり)	土石流	鴨田小川 486 - 1645	宇和島市津島町下畑地 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
北芥川 482 - 2140	宇和島市三間町音地 (次の図のとおり)	土石流	北芥川 482 - 2140	宇和島市三間町音地 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	神田川 486 - 1668 - 1	宇和島市津島町横浦 (次の図のとおり)	土石流	神田川 486 - 1668 - 1	宇和島市津島町横浦 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
左衛門滝川 482 - 2143	宇和島市三間町音地 (次の図のとおり)	土石流	左衛門滝川 482 - 2143	宇和島市三間町音地 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	神田川 486 - 1668 - 2	宇和島市津島町横浦 (次の図のとおり)	土石流	神田川 486 - 1668 - 2	宇和島市津島町横浦 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
御所の谷川 482 - 2146 - 1	宇和島市三間町音地 (次の図のとおり)	土石流	御所の谷川 482 - 2146 - 1	宇和島市三間町音地 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	神田川 486 - 1668 - 3	宇和島市津島町横浦 (次の図のとおり)	土石流	神田川 486 - 1668 - 3	宇和島市津島町横浦 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
御所の谷川 482 - 2146 - 2	宇和島市三間町音地 (次の図のとおり)	土石流	御所の谷川 482 - 2146 - 2	宇和島市三間町音地 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	浦知川 486 - 1673	宇和島市津島町浦知 (次の図のとおり)	土石流	浦知川 486 - 1673	宇和島市津島町浦知 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
御所の谷川 482 - 2146 - 3	宇和島市三間町音地 (次の図のとおり)	土石流	御所の谷川 482 - 2146 - 3	宇和島市三間町音地 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	南曲鳥川 486 - 1679	宇和島市津島町平井 (次の図のとおり)	土石流	南曲鳥川 486 - 1679	宇和島市津島町平井 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
御所の谷川 482 - 2146 - 4	宇和島市三間町音地 (次の図のとおり)	土石流	御所の谷川 482 - 2146 - 4	宇和島市三間町音地 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	中平井川 486 - 1680 - 1	宇和島市津島町平井 (次の図のとおり)	土石流	中平井川 486 - 1680 - 1	宇和島市津島町平井 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
フロン谷川 482 - 2147	宇和島市三間町中間 (次の図のとおり)	土石流	フロン谷川 482 - 2147	宇和島市三間町中間 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	中平井川 486 - 1680 - 2	宇和島市津島町平井 (次の図のとおり)	土石流	中平井川 486 - 1680 - 2	宇和島市津島町平井 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
三間中間川 482 - 2148	宇和島市三間町中間 (次の図のとおり)	土石流	三間中間川 482 - 2148	宇和島市三間町中間 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	東平井川 486 - 1681	宇和島市津島町平井 (次の図のとおり)	土石流	東平井川 486 - 1681	宇和島市津島町平井 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
東駄場川 482 - 2151 - 1	宇和島市三間町中間 (次の図のとおり)	土石流	東駄場川 482 - 2151 - 1	宇和島市三間町中間 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	神社川 486 - 1682	宇和島市津島町平井 (次の図のとおり)	土石流	神社川 486 - 1682	宇和島市津島町平井 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
東駄場川 482 - 2151 - 2	宇和島市三間町中間 (次の図のとおり)	土石流	東駄場川 482 - 2151 - 2	宇和島市三間町中間 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	平井川 486 - 1683	宇和島市津島町平井 (次の図のとおり)	土石流	平井川 486 - 1683	宇和島市津島町平井 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
上馬根川 482 - 2152	宇和島市三間町務田 (次の図のとおり)	土石流	上馬根川 482 - 2152	宇和島市三間町務田 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	成川 486 - 1684	宇和島市津島町成 (次の図のとおり)	土石流	成川 486 - 1684	宇和島市津島町成 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
							須下川 486 - 1685	宇和島市津島町須下 (次の図のとおり)	土石流	須下川 486 - 1685	宇和島市津島町須下 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

後川 486 - 1686	宇和島市津島町後 (次の図のとおり)	土石流	後川 486 - 1686	宇和島市津島町後 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
左近谷川 486 - 2384	宇和島市津島町近家 (次の図のとおり)	土石流	左近谷川 486 - 2384	宇和島市津島町近家 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
胼ノ江川 486 - 2391	宇和島市津島町近家 (次の図のとおり)	土石流	胼ノ江川 486 - 2391	宇和島市津島町近家 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
南山財谷川 486 - 2401	宇和島市津島町山財 (次の図のとおり)	土石流	南山財谷川 486 - 2401	宇和島市津島町山財 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
海前川 486 - 2415	宇和島市津島町増穂 (次の図のとおり)	土石流	海前川 486 - 2415	宇和島市津島町増穂 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
上鴨田川 486 - 2418	宇和島市津島町下畑地 (次の図のとおり)	土石流	上鴨田川 486 - 2418	宇和島市津島町下畑地 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
長谷川 486 - 2423 - 1	宇和島市津島町上畑地 (次の図のとおり)	土石流	長谷川 486 - 2423 - 1	宇和島市津島町上畑地 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
長谷川 486 - 2423 - 2	宇和島市津島町上畑地 (次の図のとおり)	土石流	長谷川 486 - 2423 - 2	宇和島市津島町上畑地 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
下西組川 486 - 2433	宇和島市津島町上畑地 (次の図のとおり)	土石流	下西組川 486 - 2433	宇和島市津島町上畑地 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
中於泥川 486 - 2434	宇和島市津島町下畑地 (次の図のとおり)	土石流	中於泥川 486 - 2434	宇和島市津島町下畑地 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
於泥上川 486 - 2436	宇和島市津島町下畑地 (次の図のとおり)	土石流	於泥上川 486 - 2436	宇和島市津島町下畑地 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
若松川 486 - 2439	宇和島市津島町若松 (次の図のとおり)	土石流	若松川 486 - 2439	宇和島市津島町若松 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
玉ヶ月川 486 - 2441	宇和島市津島町若松 (次の図のとおり)	土石流	玉ヶ月川 486 - 2441	宇和島市津島町若松 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
東針木川 486 - 2453	宇和島市津島町針木 (次の図のとおり)	土石流	東針木川 486 - 2453	宇和島市津島町針木 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

浦知川 486 - 2454	宇和島市津島町浦知 (次の図のとおり)	土石流	浦知川 486 - 2454	宇和島市津島町浦知 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西大浦川 486 - 2457	宇和島市津島町大浦・津島町曲島 (次の図のとおり)	土石流	西大浦川 486 - 2457	宇和島市津島町大浦・津島町曲島 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
東平井川 486 - 2458	宇和島市津島町平井 (次の図のとおり)	土石流	東平井川 486 - 2458	宇和島市津島町平井 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
中平井川右沢 486 - J 143	宇和島市津島町平井 (次の図のとおり)	土石流	中平井川右沢 486 - J 143	宇和島市津島町平井 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
幌焼川 486 - J 144	宇和島市津島町成 (次の図のとおり)	土石流	幌焼川 486 - J 144	宇和島市津島町成 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、南予地方局建設部及び宇和島市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第174号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和3年2月19日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
住友化学株式会社
東京都中央区新川二丁目27番1号
代表取締役社長 岩田 圭一
- 事業場の名称及び所在地
住友化学株式会社愛媛工場菊本地区
新居浜市菊本町一丁目10番1号
- 特定施設に関する事項
(1) K - 302

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「政令」という。)別表第1第27号 イ ろ過施設
特定施設の能力	1日当たり960キログラム処理
設置年月日	平成2年2月1日
特定施設の使用時間間隔	間 欠
特定施設の1日当たりの使用時間	16時間
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 8~9.5 最大 8~9.5
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1未満
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 310 最大 310
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.4 最大 0.4
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1 最大 0.1
	ほう素及びその化合物(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 330 最大 330
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 86 最大 86

備考 汚水等は、菊本地区No.1 総合排水処理施設に送液し、排水口から排出する。

(2) T - 701

特定施設の種類	政令別表第1第27号 又 廃ガス洗浄施設	
特定施設の能力	1日当たり40立方メートル処理	
設置年月日	平成19年11月1日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6~8 最大 6~8
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1未満
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1未満
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 43.912 最大 43.912
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01未満 最大 0.01未満
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 0.2 最大 0.2

備考 汚水等は、新居浜総合排水処理施設(NBT)に送液し、西総合排水口から排出する。

(3) Z - 823

特定施設の種類	政令別表第1第27号 又 廃ガス洗浄施設	
特定施設の能力	1日当たり40立方メートル処理	
設置年月日	平成12年9月1日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6~8 最大 6~8
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1未満
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1未満
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.269 最大 5.269
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01未満 最大 0.01未満
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	

備考 汚水等は、新居浜総合排水処理施設(NBT)に送液し、西総合排水口から排出する。

(4) Z - 923

特定施設の種類	政令別表第1第27号 又 廃ガス洗浄施設	
特定施設の能力	1日当たり60立方メートル処理	
設置年月日	平成19年12月25日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6~8 最大 6~8
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1未満
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1未満
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 6~8 最大 6~8
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01未満 最大 0.01未満
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	

	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 9,549 最大 9,549
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.01未満 最大 0.01未満
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 2.4 最大 2.4

備考 汚水等は、新居浜総合排水処理施設（NBT）に送液し、西総合排水口から排出する。

(5) T - 290

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第27号 ヌ 廃ガス洗浄施設	
特 定 施 設 の 能 力	1日当たり163,200立方メートル処理	
設 置 年 月 日	平成20年1月18日	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6~8 最大 6~9
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1未満 最大 1未満
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1未満 最大 1未満
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 9,567 最大 137,721
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.01未満 最大 0.01未満
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 0.5 最大 0.5

備考 汚水等は、新居浜総合排水処理施設（NBT）に送液し、西総合排水口から排出する。

(6) T - 295

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第27号 ヌ 廃ガス洗浄施設	
特 定 施 設 の 能 力	1日当たり163,200立方メートル処理	
設 置 年 月 日	平成20年1月18日	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間	

特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要		な し	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6~8 最大 6~9	
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1未満 最大 1未満	
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1未満 最大 1未満	
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2,870 最大 41,316	
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.01未満 最大 0.01未満	
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 1 最大 1	

備考 汚水等は、新居浜総合排水処理施設（NBT）に送液し、西総合排水口から排出する。

(7) Z - 291

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第27号 ル 湿式集じん施設	
特 定 施 設 の 能 力	1日当たり163,200立方メートル処理	
設 置 年 月 日	平成20年1月18日	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6~8 最大 6~9
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1未満 最大 1未満
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1未満 最大 1未満
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 31,891 最大 459,069
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.01未満 最大 0.01未満
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 0.3 最大 0.3

備考 汚水等は、新居浜総合排水処理施設（NBT）に送液し、西総合排水口から排出する。

(8) T - 310

特定施設の種別	政令別表第1第27号 又 廃ガス洗浄施設	
特定施設の能力	1日当たり30立方メートル処理	
設置年月日	平成19年11月13日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6~8 最大 6~9
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1未満
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1未満
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 33.259 最大 33.259
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01未満 最大 0.01未満
汚水等の1日当たりの量(単位立方メートル)	通常 2.7 最大 2.7	

備考 汚水等は、新居浜総合排水処理施設(NBT)に送液し、西総合排水口から排出する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) No.1 総合排水処理施設

設置年月日	昭和53年8月31日
処理施設の種別	沈降分離処理
処理施設の型式	沈降分離処理
処理施設の構造	鉄筋コンクリート製
処理施設の主要寸法	集水槽 縦10メートル 横10メートル 高さ5メートル 沈降槽 縦200メートル 横10メートル 高さ2.5メートル
処理施設の能力	1日当たり40,000立方メートル処理
汚水等の処理の方式	沈降分離処理
処理施設の使用時間間隔	連続
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし

処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0~7.5 最大 5.5~8.8	通常 7.0~7.5 最大 5.5~8.8
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 12.8 最大 20.0	通常 12.8 最大 20.0
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 15.0 最大 50.0	通常 15.0 最大 50.0
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 4.1 最大 35.0	通常 4.1 最大 35.0
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1.03 最大 15.00	通常 1.03 最大 15.00
汚水等の1日当たりの量(単位立方メートル)		通常 21,464 最大 28,547	通常 21,464 最大 28,547

備考 汚水等は、No.1排水口より排水する。

(2) No.3 総合排水処理施設

設置年月日	昭和49年6月1日		
処理施設の種別	沈降分離処理、中和処理		
処理施設の型式	沈降分離処理、中和処理		
処理施設の構造	土堰堤型式		
処理施設の主要寸法	中和槽 縦48メートル 横60メートル 深さ2.2メートル 沈降槽 縦95メートル 横60メートル 深さ2メートル		
処理施設の能力	1日当たり50,000立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	沈降・中和処理		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0~8.0 最大 5.5~8.8	通常 7.0~8.0 最大 5.5~8.8
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 14.0 最大 20.0	通常 14.0 最大 20.0
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 33.0 最大 500	通常 33.0 最大 50.0
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2.2 最大 35.0	通常 2.2 最大 35.0

りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1.01 最大 15.00	通常 1.01 最大 15.00
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 37,392 最大 40,988	通常 37,392 最大 40,988

備考 汚水等は、No.3排水口より排水する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) No.1排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0~7.5 最大 5.5~8.8
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 12.8 最大 20.0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 15.0 最大 50.0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 4.1 最大 35.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 15.0

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 21,464 最大 28,547
----------------------------	------------------------

(2) No.3排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0~8.0 最大 5.5~8.8
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 14.0 最大 20.0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 33.0 最大 50.0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.2 最大 35.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 15.0
	通常 37,392 最大 40,988	

備考 この他に、雨水排水口が18箇所ある。

○愛媛県告示第175号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年2月19日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	宮崎波方線	今治市波方町宮崎字七五三ヶ浦乙75番35地先から 同市波方町宮崎字七五三ヶ浦乙75番17地先まで	旧	メートル 4.30~4.70	キロメートル 0.021	
		今治市波方町宮崎字七五三ヶ浦乙75番56から 同市波方町宮崎字七五三ヶ浦乙75番53まで	新	4.30~7.40	0.021	
"	"	今治市波方町宮崎字七五三ヶ浦乙73番13地先から 同市波方町宮崎字七五三ヶ浦乙73番13地先まで	旧	4.70~5.40	0.016	
		今治市波方町宮崎字七五三ヶ浦乙73番14から 同市波方町宮崎字七五三ヶ浦乙73番14まで	新	5.40~8.50	0.016	

○愛媛県告示第176号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年2月19日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	宮崎波方線	今治市波方町宮崎字七五三ヶ浦乙75番56から 同市波方町宮崎字七五三ヶ浦乙75番53まで	令和3年2月19日

"	"	今治市波方町宮崎字七五三ヶ浦乙73番14から 同市波方町宮崎字七五三ヶ浦乙73番14まで	"
---	---	---	---

○愛媛県告示第177号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和3年2月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-29)第18038号	平成29年12月14日	(株)秀栄	水 関 妙	大洲市菅田町菅田甲764-1	令和3年1月13日	土木工事業 とび・土工工事業 石工事業、鋼構造工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	建設業の廃止（一部）
(般-1)第17370号	令和元年8月6日	坂本工業(株)	坂本 二郎	大洲市徳森2413-14	令和3年1月19日	土木工事業 とび・土工工事業 舗装工事業	建設業の廃止

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第17号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和3年2月19日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大 塚 岩 男

- 1 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代表者	会計責任者		
まきの洋子後援会	横野 洋子	児玉 光代	宇和島市津島町高田乙317	令和3年1月6日
池田栄次後援会	池田 栄次	池田 ヨリ子	南宇和郡愛南町御荘長洲1320	令和3年1月14日
尾崎恵一後援会	坪崎 正行	金原 徹	南宇和郡愛南町御荘長月855	令和3年1月14日
高橋たもつ後援会	高橋 保	高橋 保	西条市大町1583-3	令和3年1月22日

○愛媛県選挙管理委員会告示第18号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

令和3年2月19日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大 塚 岩 男

- 1 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
安井浩二後援会	高見 和政	会計責任者	野口 郁子	安井 郁子	平成30年11月9日
愛媛県歯科技工士連盟	兵頭 基充	主たる事務所の所在地	松山市竹原四丁目10-5	松山市北藤原町15-14	令和元年5月1日
		代表者	兵頭 基充	河野 喜久巳	
		会計責任者	岡田 吉朗	兵頭 基充	
松山市医師連盟	岡本 茂樹	会計責任者	浅野 光一	井出 康人	令和2年6月6日

相原真知子後援会	和田 恵子	代 表 者	和田 恵子	和田 一 彌	令和3年1月8日
		会 計 責 任 者	和田 恵子	和田 一 彌	
岡田勝利後援会	岡田 重臣	代 表 者	岡田 重臣	田 窪 豊 弘	令和3年1月18日
愛媛維新の会	越 智 忍	主たる事務所の所在地	今治市大西町脇甲1032 - 1	松山市河原町5 - 10	令和3年1月22日
		代 表 者	越 智 忍	横 田 弘 之	

○愛媛県選挙管理委員会告示第19号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和3年2月19日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩 男

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党愛媛県松山市第二十支部	関 谷 勝 嗣	令和2年12月31日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
高橋 たもつ 後援会	高 橋 保	令和元年12月31日

お の 正 昭 後 援 会	山 口 博 明	令和2年5月16日
き く ち 純 一 後 援 会	井 上 正 典	令和2年7月7日
稲 田 て る ひ ろ 後 援 会	泉 範 幸	令和2年12月31日
関 谷 か つ つ ぐ 後 援 会	佐 伯 要	令和2年12月31日
土 居 尚 行 後 援 会	土 居 尚 行	令和2年12月31日
ま き の 洋 子 後 援 会	横 野 洋 子	令和2年12月31日
石 川 武 美 後 援 会	白 石 則 廣	令和3年1月16日

○愛媛県選挙管理委員会告示第20号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

令和3年2月19日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公 職 の 種 類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日
池 田 栄 次	愛南町議会議員	池田栄次後援会	南宇和郡愛南町御荘長洲1320	令和3年1月14日

○愛媛県選挙管理委員会告示第21号

不在者投票のできる施設の指定（平成22年2月愛媛県選挙管理委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

令和3年2月19日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前															
1～2 省略 3 介護医療院 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> <th>指 定 年 月 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護医療院共立病院</td> <td>西条市三津屋南9 - 10</td> <td>令和3年2月8日</td> </tr> <tr> <td>介護医療院ほくと</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 4～6 省略	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日	介護医療院共立病院	西条市三津屋南9 - 10	令和3年2月8日	介護医療院ほくと	省略		1～2 省略 3 介護医療院 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> <th>指 定 年 月 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護医療院ほくと</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 4～6 省略	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日	介護医療院ほくと	省略	
名 称	所 在 地	指 定 年 月 日														
介護医療院共立病院	西条市三津屋南9 - 10	令和3年2月8日														
介護医療院ほくと	省略															
名 称	所 在 地	指 定 年 月 日														
介護医療院ほくと	省略															

○愛媛県選挙管理委員会告示第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和3年2月19日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩 男

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,150,924
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,019
- (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 243,866

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数 (松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)
伊予郡	43,290	14,430
南宇和郡	18,352	6,118
松山市・上浮穴郡	435,632	139,272
今治市・越智郡	137,872	45,958
宇和島市・北宇和郡	75,692	25,231
八幡浜市・西宇和郡	36,713	12,238
新居浜市	99,199	33,067
西条市	90,514	30,172
大洲市・喜多郡	50,066	16,689
伊予市	30,983	10,328
四国中央市	72,578	24,193
西予市	31,886	10,629
東温市	28,147	9,383